平成２８年（フ）第６７４号
神奈川県秦野市落合579番地の２、前住所神奈川県秦野市寺山485番地の１　ヴァンベールＡ－101号
債務者　桐山　邦彦
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１７９号
広島県福山市水呑町4468番地　水呑三新田60－１－１ソフィアアネックス102
債務者　門田　　緑（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第６５４号
神奈川県南足柄市岩原12番地１　Ａ棟
債務者　諸星　奈央
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６７６号
神奈川県厚木市中荻野1693番地１、前住所神奈川県厚木市温水1060番地　ＴＢハイツ103
債務者　塚原ゆかり
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６８０号
神奈川県秦野市ひばりケ丘７番４号　エステートピアひばりケ丘　201号
債務者　角田　裕明
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６９９号
神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴1032番地の18
債務者　阿部　利明
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１５１号
北海道勇払郡安平町追分花園３丁目123番地追分南公営住宅　月棟412号室
債務者　黒田　　潤
1　決定年月日時　平成28年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第１５４号
北海道苫小牧市汐見町３丁目15番９号マリンハウスＢ棟201号
債務者　武藤　律子
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第８０号
茨城県神栖市深芝747番地１　エムハウスＢ－３
債務者　海老原隆雄
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第１２０８号
千葉市若葉区西都賀５丁目26番10号　コーポクレスト101号
債務者　大久　清志（旧姓八重樫）
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２３５号
千葉県船橋市本町５丁目８番５－404号
債務者　早坂千恵子
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２６６号
千葉市稲毛区稲毛東６丁目13番10号　サンハイツ102号
債務者　渡邊　　力（旧姓星野）
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１７号
千葉県旭市ニの1260番地８　石毛アパート
債務者　遠藤　芳武
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで　千葉地方裁判所佐原支部

平成２８年（フ）第５１８号
川崎市幸区小向西町４丁目88番地３　ファイングラット　201、前住所川崎市幸区古川町140番地４　金子ビル川崎　201
債務者　黒川　　翔
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５６９号
川崎市多摩区登戸2953番地　第１ヴィラトーヨー　103
債務者　増島　文雄
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６００号
川崎市多摩区枡形３丁目５番３号　グラスコート向ヶ丘　211
債務者　吉丸　幸子
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６０３号
川崎市高津区下野毛１丁目９番10―105号
債務者　松本チクヰ
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係